

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(抄)

(趣旨) 第一章 総則

最終改正 平成三・一四
厚生労働省令三・五
令三厚労令九

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)以下
「法」という。第五十四条第二項の厚生労働省
令で定める基準、共生型介護予防サービスの事
業に係る法第二百五十五条の二の二第二項の厚生労
働省令で定める基準及び指定介護予防サービス
の事業に係る法第二百五十五条の第四第三項の厚生労
働省令で定める基準は、次各号に掲げる基準
に応じ、それぞれ當該各号に定める基準とする。
一 法第五十四条第一項第二号の規定により、
同条第二項第三号に掲げる事項について都道
府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第二百五十五条の二の二の二第二項の規定による基
準

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、
同条第二項第三号に掲げる事項について都道
府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第二百八十三条第一項第一号及び第二項第一
号口並びに附則第四条(第二百八十三条第二項
第一号口に係る部分に限る)の規定による基
準

四 法第五十四条第一項第二号の規定により、
同条第二項第一号に掲げる事項について都道
府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき
基準 第一百八十二条の規定による基準

五 法第二百五十五条の二の二第一項第一号の規定
により、同条第二項第一号に掲げる事項につ
いて都道府県が条例を定めるに当たつて従う
べき基準 第一百三十条(第二百六十六条におい
て準用する場合に限る)、第二百四十五条第六
項(第二百六十六条において準用する場合に限
る)及び第二百六十五条第二号の規定による基
準

六 法第二百五十五条の二の二第一項第二号の規定
により、同条第二項第二号に掲げる事項につ
いて都道府県が条例を定めるに当たつて従う
べき基準 第一百六十五条第一号の規定による
基準

七 法第二百五十五条の二の二第一項第三項(第
五百三十三条の十(第六十一条、第二百八
十五条及び第二百八十条において準用する場
合に限る)、第五十三条の十一(第六十一
条、第二百八十五条及び第二百八十条において準
用する場合に限る)、第二百六十六条において準
用する場合に限る)、第二百三十三条第一項
(第二百八十五条において準用する場合に限
る)、第二百三十六条(第二百八十五条において
準用する場合に限る)、第二百三十九条の二第
十五条规定(第二百八十五条において準用す

る場合に限る)、第二百八十五条、第二百八十一
条、第二百六十七条(第二百八十条において準
用する場合に限る)及び第二百七十九条の
規定による基準

二 法第五十四条第一項第二号の規定により、
同条第二項第二号に掲げる事項について都道
府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第二百八十三条第一項第一号及び第二項第一
号口並びに附則第四条(第二百八十三条第二項
第一号口に係る部分に限る)の規定による基
準

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、
同条第二項第三号に掲げる事項について都道
府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第二百八十三条第一項第一号及び第二項第一
号口並びに附則第四条(第二百八十三条第二項
第一号口に係る部分に限る)の規定による基
準

四 法第五十四条第一項第二号の規定により、
同条第二項第一号に掲げる事項について都道
府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき
基準 第一百八十二条の規定による基準

五 法第二百五十五条の二の二第一項第一号の規定
により、同条第二項第一号に掲げる事項につ
いて都道府県が条例を定めるに当たつて従う
べき基準 第一百三十条(第二百六十六条におい
て準用する場合に限る)、第二百四十五条第六
項(第二百六十六条において準用する場合に限
る)及び第二百六十五条第二号の規定による基
準

六 法第二百五十五条の二の二第一項第二号の規定
により、同条第二項第二号に掲げる事項につ
いて都道府県が条例を定めるに当たつて従う
べき基準 第一百六十五条第一号の規定による
基準

七 法第二百五十五条の二の二第一項第三項(第
五百三十三条の十(第六十一条、第二百八
十五条及び第二百八十条において準用する場
合に限る)、第五十三条の十一(第六十一
条、第二百八十五条及び第二百八十条において準
用する場合に限る)、第二百六十六条において準
用する場合に限る)、第二百三十三条第一項
(第二百八十五条において準用する場合に限
る)、第二百三十六条(第二百八十五条において
準用する場合に限る)、第二百三十九条の二第
十五条规定(第二百八十五条において準用す

おいて準用する場合に限る。)、第一百三十三条
第一項(第一百六十六条において準用する場合
に限る。)、第一百三十六条(第一百六十六条にお
いて準用する場合に限る。)、第一百三十九条の
二(第二項(第一百六十六条において準用する場
合に限る。)及び第一百四十五条第七項(第一百六
十六条において準用する場合に限る。)の規定
による基準

八 法第一百十五条の四第一項の規定により、同

条第三項第一号に掲げる事項について都道府
県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第四十七条、第四十八条、第五十七条第四
号、第六十三条、第六十五条、第七十九条、第
一百一十七条、第一百二十九条、第一百五十七
条、第一百四十五条第六項、第一百五十七
条第二項及び第三項、第一百六十一条第七項、
第一百八十七条、第二百八条第二項及び第三
項、第二百三十二条、第二百三十五条、第二
百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六
条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに
第二百八十三条並びに附則第十九条及び附則
第二十条の規定による基準

九 法第一百十五条の四第二項の規定により、同
条第三項第二号に掲げる事項について都道府
県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第一百八十二条第一項、第一百三十二条第三項第一
号及び第六項第一号(、第一百五十三条第六項
第一号イ(3)、第一百八十八条第一項第一号(療
養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係
る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に
限る。)、第四号イ(病室に係る部分に限る。)
及び第五号(療養室に係る部分に限る。)、第百
九十五条(第二百十条において準用する場合

二百五条第一項第一号(療養室に係る部分に
限る。)、第二号から第四号まで(病室に係る
部分に限る。)及び第五号(療養室に係る部分
に限る。)並びに附則第二条(第一百三十二条第
二(第二項(第一百六十六条において準用する場
合に限る。)及び第一百四十五条第七項(第一百六
十六条において準用する場合に限る。)の規定
による基準

十 法第一百十五条の四第二項の規定により、同

条第三項第三号に掲げる事項について都道府
県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第四十九条の二(第一項(第七十四条、第八十
四条、第九十二条、第一百二十三条、第二百七
号、第六十三条、第六十五条、第七十九条、第
一百一十七条、第一百二十九条、第一百五十七
条、第一百四十五条第六項、第一百五十七
条第二項及び第三項、第一百六十一条第七項、
第一百八十七条、第二百八条第二項及び第三
項、第二百三十二条、第二百三十五条、第二
百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六
条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに
第二百八十三条並びに附則第十九条及び附則
第二十条の規定による基準

九 法第一百十五条の四第二項の規定により、同
条第三項第二号に掲げる事項について都道府
県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第一百八十二条第一項、第一百三十二条第三項第一
号及び第六項第一号(、第一百五十三条第六項
第一号イ(3)、第一百八十八条第一項第一号(療
養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係
る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に
限る。)、第四号イ(病室に係る部分に限る。)
及び第五号(療養室に係る部分に限る。)、第百
九十五条(第二百十条において準用する場合

二百五条第一項第一号(療養室に係る部分に
限る。)、第二号から第四号まで(病室に係る
部分に限る。)及び第五号(療養室に係る部分
に限る。)並びに附則第二条(第一百三十二条第
二(第二項(第一百六十六条において準用する場
合に限る。)及び第一百四十五条第七項(第一百六
十六条において準用する場合に限る。)の規定
による基準

二百五条第一項第一号(療養室に係る部分に
限る。)、第二号から第四号まで(病室に係る
部分に限る。)及び第五号(療養室に係る部分
に限る。)並びに附則第二条(第一百三十二条第
二(第二項(第一百六十六条において準用する場
合に限る。)及び第一百四十五条第七項(第一百六
十六条において準用する場合に限る。)の規定
による基準

十一 法第一百十五条の四第二項の規定により、同

条第三項第三号に掲げる事項について都道府
県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第四十九条の二(第一項(第七十四条、第八十
四条、第九十二条、第一百二十三条、第二百七
号、第六十三条、第六十五条、第七十九条、第
一百一十七条、第一百二十九条、第一百五十七
条、第一百四十五条第六項、第一百五十七
条第二項及び第三項、第一百六十一条第七項、
第一百八十七条、第二百八条第二項及び第三
項、第二百三十二条、第二百三十五条、第二
百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六
条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに
第二百八十三条並びに附則第十九条及び附則
第二十条の規定による基準

九 法第一百十五条の四第二項の規定により、同
条第三項第二号に掲げる事項について都道府
県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第一百八十二条第一項、第一百三十二条第三項第一
号及び第六項第一号(、第一百五十三条第六項
第一号イ(3)、第一百八十八条第一項第一号(療
養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係
る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に
限る。)、第四号イ(病室に係る部分に限る。)
及び第五号(療養室に係る部分に限る。)、第百
九十五条(第二百十条において準用する場合

第一項及び第二項（第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二百三十九条（第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条第一項から第三項まで並びに第二百七十三条第六項の規定による基準

十一 法第一百十五条规定の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準（第一百三十五条（法第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による基準

十二 法第五十四条第一項第二号、第一百五十五条の二の二第一項第一号若しくは第二号又は第一百五十五条の四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十四条第二項各号、第一百五十五条の二の二第二項各号及び第一百十五条の四第三項各号に掲げる事項について、都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準（この省令に定める基準のうち、前各号に定める基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 介護予防サービス事業者 法第八条の第二項に規定する介護予防サービス事業を行なう者をいう。

二 指定介護予防サービス事業者 又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。

三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介

護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。をいう。

五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。

七 共生型介護予防サービス 法第一百五十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三条第一項本文の規定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

八 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

第四章 介護予防訪問入浴介護

第一節 基本方針

第四条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行なうことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援

第五条 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針

第五条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なわなければならない。

第六条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らそ

3

の提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるように方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

第四章 介護予防訪問看護

第一節 基本方針

第六十二条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護(以下「指定介護予防訪問看護」という)の事業は、その利用者が可能な限りそのままの居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第七十五条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならぬ。2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提

供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行ない、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるように方法によるサービスの提供に努めなければならない。

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

第一節 基本方針

第六十三条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者のコミュニケーション十十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

第六章 介護予防訪問リハビリテーション

第一節 基本方針

第七十八条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という)の事業は、その利用者が可能な限りそのままの居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を行なうものでなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第八十五条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるように方法によるサービスの提供に当たなければならない。

第七章 介護予防居宅療養管理指導

第一節 基本方針

第八十七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という)の事業は、その利用者が可能な限りそのままの居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行なうものでなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

2 定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならぬ。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることとその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(この節の趣旨)

第一款 この節の趣旨及び基本方針

第一節 第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入

能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針

第一九六条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならぬ。

3 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることとその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第一〇章 介護予防短期入所療養介護

第一節 基本方針

第一八六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機械訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることとその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(抄)

第二〇三条 第一節、第三節から前節までの規定にかかるらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であつて、その全部において少數の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）に利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの）の利用者に対する支援が行われるものに、以下同様の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、この節に定めるところによる。

第二〇四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二四六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
（指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針）

第二五三条 第一節から前節までの規定にかかるらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第二三〇条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第八条の二第九項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）の運営に係る日程の立て方、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

第二三一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

第二三二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

第二三三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方針により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第二四七条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第二四八条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をう。以下同じ。）の事業を行なう場合の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準についてはこの節に定めるところによる。

（基本方針）

第二五四条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すこととするものでなければならない。

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者は（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

ればならない。

第一節 基本方針

第一三章 特定介護予防福祉用具販売

第二六五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条の二第三十項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針）

第三七七条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針）

第二九〇条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるように方法によるサービスの提供に努めなければならない。

第二八一条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条の二第三十項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二八二条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第二九一条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 ることを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。